

# 会 議 録 (HP公開用)

嘉手納町教育委員会

1. 会議の種類：令和元年度 第7回（定例会）
2. 期 日：令和元年9月27日（金） 午後13時30分～午前15時30分
3. 会 議 場：庁議室

## 4. 会議に出欠した教育委員

職 名	氏 名	出席	欠席	備 考
教 育 長	比 嘉 秀 勝	○		
教育長職務代理者	奥 間 千 津 子	○		
教 育 委 員	平 得 永 幸	○		
教 育 委 員	喜 世 川 直 子	○		

## 5. 職務上会議に出席した職員

教育総務課長 金城 睦 和  
教育指導課長 浦 崎 直 哉  
社会教育課長 嵩 本 さ ゆ り  
中央公民館長 新 垣 美 佐  
教育総務係長 吉 留 千 紘  
教育指導係長 我 那 覇 弥 生  
教育指導係主査 新 垣 か お る

教 育 長：ただいまから、令和元年度 第7回定例教育委員会会議を開会します。はじめに、会議規則第6条に基づき非公開事項についてお諮りします。本日の協議題等について非公開事項はありませんので、すべて公開としたいと思います方がよろしいでしょうか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：異議なしと認めます。それでは、本日の会議はすべて公開とします。公開とされた議事進行中に、あらたに非公開が妥当とされる審議事項が出された場合には、改めて非公開の発議をお願いします。つづいて、会議規則第15条に基づき本日の会議の進行についてお諮りします。本日の会議は、報告事項のみとなりますので、始めに教育長諸般の報告、次に報告第19号から報告第27号の順に進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：異議なしと認めます。会議の進行について、決定しましたので、これから会議をはじめます。教育長諸般の報告に入ります。

## 6. 教育長諸般の報告

教 育 長：まずは教育長諸般の報告をいたします。お手元の資料をご覧ください。（※資料参照）他にご報告のある方はいらっしゃいますか。

教育長職務代理者：童話・お話・意見発表大会ですが、運営については教頭先生が関わられた方が良かったと思いました。開始前の打合せや会の進行等は学校現場を熟知している先生が関わると、良いアドバイスが出来たと思います。

委 員：童話・お話・意見発表大会の場所は小学校の体育館で開催した方が良かったと思いました。中頭大会も体育館で開催すると思いますので、子ども達は雰囲気慣れると思います。

委 員：今年の町陸上競技大会は中学生が参加出来ず、参加者が少なかったのが閑散とした雰囲気で寂しい感じがしました。しかし、雨が降った中で大きな事故もなく閉会できたのは、ボランティア運営をする皆さんのおかげだと思います。童話・お話・意見発表大会は仕事があり参加できませんでしたが、嘉手納小学校の校内大会へ司会で参加しました。代表に選ばれる子ども達は実力をつけていると感じました。先日、屋良小学校の校区内で不審者の情報があり、その日は部活動が停止となりました。翌日火曜日から金曜日の朝 7 時半から仕事に出勤するまでの間は、嘉手納小学校の P T A 会長と副会長がオートバイ等で嘉手納小学校へ登校する子ども達の見回りをしていました。迅速な対応でとても良い動きだと思いました。雨の日でも見回りをしていたので感心しました。校長先生も車で見回りをされていました。

教育長職務代理者：陸上競技大会のお話がありましたが、中学校はテスト前だったため大会に参加出来なかったようです。陸上競技大会は9月の2週目と決まっているので、教育課程の組み直しが必要だと思いました。テストの1週間前からは部活動も全て休みに入りますので、前もって調整していただきたいです。大会は町を挙げて開催されるものなので、中学生も参加してほしいです。

教 育 長：他に報告やご意見はありませんか。これにて諸般の報告は閉じたいと思います。それでは協議題に入ります。

## 7 協議事項

## 8 報告事項

① 報告第19号

嘉手納中学校校舎防音機器復旧工事請負契約について

教 育 長：報告について、説明をお願いします。

教育総務課長：（※報告読み上げ）こちらは、去った9月の定例議会で議案に挙げたものになります。事業内容といたしましては、防衛施設周辺障害防止整備事業を活用した嘉手納中学校の設備取替工事になります。平成12年度に併行防音工事で設置されており、それから約20年が経過しております。老朽化が著しいことから空調機の取替工事を実施することになっております。1億円を超える工事となるので2社による特定建設工事共同企業体と契約し工事を進めています。お手元の資料の平面図をご覧ください。2階と3階の普通教室棟と多目的スペースはセントラル方式という一括の空調が入っており、その他の特別教室は個別の空調が入ります。個別の空調機は、室外機が29台、室内機が66台設置を予定しております。セントラル方式は冷却塔が一塔と大きなユニット型の空調機器が1台入ります。工期は9月10日から令和2年3月31日を予定しております。受注生産となりますので、機器を発注してから届くまでに4か月ほどかかってしまうので、長期間となります。

教育長職務代理人：セントラル方式というのは、操作する場所が1か所しかないということでしょうか。

教育総務課長：はい。職員室にスイッチがあり、統一して操作します。今あるものと同じ内容になります。ちなみに、屋良小学校は個別の空調機となっております。

教 育 長：他にご質問やご意見ございませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、嘉手納中学校校舎防音機器復旧工事請負契約について承認いたします。

② 報告第20号

財産の取得について（学校ネットワーク機器等購入：情報端末等機器）

教 育 長：報告について、説明をお願いします。

教育総務課長：（※報告及び資料読み上げ）パソコン教室や授業用パソコン、プリンター、ソフトウェア等の機器全般が入れ替えとなります。町内は3校ありますので、パソコン教室へは1つの教室に40台設置し、生徒が増えても対応できるようにしています。授業を持っている先生方はノート型パソコンを、事務のみでパソコンを使う先生はデスクトップ型パソコンを整備します。

教 育 長：他にご質問やご意見ございませんか。

委 員：無線LANを整備されますか。

教育総務課長：はい。全て無線LANを通しております。

委員：幼稚園のパソコンも取替えられますか。

教育総務課長：幼稚園は授業用のパソコンを各園で2台ずつ取替えます。屋良幼稚園のパソコン学習は屋良小学校のパソコン教室に出向いて実施している状況です。

教育長：他にご質問やご意見ございませんか。

全委員：異議なし。

教育長：それでは、財産の取得について（学校ネットワーク機器等購入：情報端末等機器）承認いたします。

### ③ 報告第21号

財産の取得について（学校ネットワーク機器等購入：ネットワーク機器）

教育長：報告について、説明をお願いします。

教育総務課長：（※報告読み上げ）資料として調達機器概要をお配りしています。学校用サーバー機器やネットワーク機器、ソフトウェア、無線LAN等の整備といった内容になっております。

教育長：何かご質問やご意見ございませんか。

全委員：異議なし。

教育長：それでは、財産の取得について（学校ネットワーク機器等購入：ネットワーク機器）承認いたします。

### ④ 報告第22号

嘉手納町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の公布について

教育長：報告について、説明をお願いします。

教育総務課長：（※報告読み上げ）私立幼稚園の就園奨励費補助金という補助金がございます。

こちらが令和元年10月から幼児教育無償化の開始に伴い、国の就園奨励費補助金が9月で廃止となります。10月以降は制度へ未移行の私立幼稚園の新たな補助制度があり、これについては子ども家庭課の方で実施します。

教育長職務代理者：子ども家庭課はいつから実施されますか。

教育総務課長：令和元年10月1日からです。

教育長：他にご質問やご意見ございませんか。

全委員：異議なし。

教育長：それでは、嘉手納町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の公布について承認いたします。

### ⑤ 報告第23号

嘉手納町立幼稚園利用者負担額等を定める条例施行規則を廃止する規則の公布について

て

教 育 長：報告について、説明をお願いします。

教育指導課長：報告第23号から27号については、幼児教育の無償化に関連する報告となります。子ども・子育て支援法の一部改正があり、去った議会では条例改正の議案を出しました。それに伴う規則の改正が必要となりましたので、それを報告いたします。（※報告読み上げ）こちらは幼稚園の保育料が無償化となるため規則を廃止します。

教育指導係長：この幼稚園負担額の規則は午後2時までの教育時間にかかる負担額の規則になります。先月の教育委員会会議の中で条例改正の議案を出しました。その中で満3歳以上の教育・保育給付認定の子どもに係る教育保育の給付認定保護者の負担額を0円とする内容に条例を改正しました。今までは所得に応じた保護者負担額が発生していましたが、午後2時までの教育は全員無償になりますので、負担額を謳っている規則は廃止します。本来であれば教育委員会会議に議案として出すべきですが、9月19日に例規審議委員会で可決されてから9月議会で承認していただいた後に10月1日施行に向けての準備行為が必要となりますので、公布することを急ぐ必要がありました。昨日で公布させていただきましたので、報告いたします。

教 育 長：何かご質問やご意見ございませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、嘉手納町立幼稚園利用者負担額等を定める条例施行規則を廃止する規則の公布について承認いたします。

#### ⑥ 報告第24号

嘉手納町立幼稚園預かり保育の運営に関する規則の一部を改正する規則の公布について

教 育 長：報告について、説明をお願いします。

教育指導課長：（※報告読み上げ）

教育指導係長：預かり保育の規則を一部改正する規則についてです。先月の教育委員会会議で、預かり保育の条例改正の議案を出しました。この条例に関連する規則の改正となります。預かり保育は施設等利用給付の中の預かり保育事業という新しい制度となり、保育料が実質無償となります。条例に保育料が謳われていたのを削除して、「保育料は規則で定める」という内容を記載しました。（※新旧対照表読み上げ）

教 育 長：何かご質問やご意見ございませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、嘉手納町立幼稚園預かり保育の運営に関する規則の一部を改正す

る規則の公布について承認いたします。

⑦ 報告第25号

嘉手納町立幼稚園給食費徴収規則の一部を改正する規則の公布について

⑧ 報告第26号

嘉手納町立幼稚園給食費補助金交付規則の一部を改正する規則の公布について

⑨ 報告第27号

嘉手納町立学校給食共同調理場運営要綱の一部を改正する訓令の公布について

教 育 長：報告について、説明をお願いします。

教育指導課長：報告第25号から27号については一括した内容となりますのでまとめて読み上げいたします。（※報告読み上げ）

教育指導係長：3歳児から5歳児までの給食費負担額に関する報告です。現行は3,300円の負担額が発生しております。3・4歳児はケータリングを利用しており、5歳児は給食調理場から給食を提供しています。給食の免除対象はこれまで生活保護のみでした。10月以降は給食費を主食費と副食費に分けて、副食費については第3階層以降と多子世帯のみ補助の対象となります。主食費は原則保護者負担となりますが、本町においては公立保育園が主食費を全員補助しているため、平等性や公平性の観点から、公立幼稚園においても主食費の補助をすることになりました。1月あたり主食費は560円、副食費は2,740円となります。給食を提供される園児全員の560円は町から補助し、副食費の2,740円は法律で定める条件に該当する世帯のみを補助します。（※報告第25号新旧対照表読み上げ）続いて、報告第26号は主食費の補助に関する規則改正となります。（※報告第26号新旧対照表読み上げ）報告第27号は給食調理場の運用に関する要綱です。この要綱の中で幼稚園の給食費について謳われている部分がありますので、制度改正に合わせた内容に改正しました。（※報告第27号新旧対照表読み上げ）

委 員：町立保育園と町立幼稚園の給食費はどれぐらい差がありますか。

教育指導係長：町立幼稚園は実際にかかった金額から年間の平均をとって給食費を決めております。町立保育園は保育料の中に給食費も含めていたようです。国が定める公定価格を基に金額を設定しているようで、副食費は約4,500円、主食費は1,000円を限度とし主食費は町が補助しております。給食費は幼稚園の方が安いです。


教 育 長：他にご質問やご意見ございませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、嘉手納町立幼稚園給食費徴収規則の一部を改正する規則の公布について及び嘉手納町立幼稚園給食費補助金交付規則の一部を改正する規則の公布について並びに嘉手納町立学校給食共同調理場運営要綱の一部を改正する訓令の公布について承認いたします。以上をもちまして、第7回定例教育委員会会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

9. 会議録の署名人

教 育 長 比嘉秀勝 印

教育長職務代理人 奥岡千津子 印